

令和2年度事業報告

はじめに

令和2年度は、世界的に新型コロナウイルス感染症との闘いの1年となった。私たちが今まで経験したことのない災害である。緊急事態宣言が発出され、東京五輪・パラリンピックが1年延期となった。プロスポーツ観戦や劇場などでは、開催中止、無観客又は入場者数を制限して開催された。飲食業などは時短営業を強いられ、政府の経済対策の一つであるGOTOキャンペーンも中断し、観光業などにも莫大な損害が生じた。そして、毎年のように日本を襲う豪雨や地震災害も起きた。

一昨年を振り返ると、平成から令和に改元され、皇位継承の祝賀ムードの中、ラグビーワールドカップ日本代表の躍進もあったところだが、令和2年度は、コロナ禍により、明るいニュースが見当たらない1年となってしまった。1日も早い収束を願うばかりである。

当会でも同様に、コロナ禍の中での事業執行を余儀なくされた。各種会議は、Microsoft Teams（以下、「チームス」という。）を利用して、ほぼWEB会議とした。恒例の親睦事業や一日司法書士、会館での面談相談等は中止、総合相談センターの各地の面談相談などは場所によって異なるが一部が中止となった。

事務局体制については、緊急事態宣言下における時短勤務、年間を通してテレワーク等を実施した。

コロナ禍が会員に与える影響を考慮し、会費を6か月間3,000円減額した。事業執行の中止等やWEB会議による交通費削減等による未執行予算を会費の減額として会員に還元した。結果、会費減額による収入減となったものの、予算減額分とほぼ同等の執行となった。

令和2年度は、理事会を12回実施した。また、注意勧告小理事会を2回、量定意見小理事会を3回開催した。すべて、チームスを利用したWEB会議を併用した。

会員に対する苦情対応は、慎重に審議して判断する必要がある。1つの苦情に対して、非違行為の有無の結果に至るまで、関与する人数も会議数も非常に多く、その期間も長くなる。令和2年度の苦情件数は、ほぼ横ばいであった。改正司法書士法の使命を全うし、将来ゼロになることを切に望んでいる。また、懲戒処分権者が法務大臣に変更されたことに伴い、処分の基準も改訂されている。「司法書士に対する懲戒処分に関する訓令」（平成19年法務大臣訓令）は廃止され、新たに法務省から「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）」が示されており、量定意見小理事会においては、施行日以降の懲戒処分については、新基準で対応することとなった。

その他各部等の活動について、特に変化があった事業を中心に総論的に触れてみたい。なお、詳しくは、各部の事業報告をご参照いただきたい。

企画研究部所管では、これまでの委員会等に加えて、年度末には、新たに「デジタル化推進委員会」を設置し、ここで当会の執務のデジタル化を加速させていくことになった。令和3年度も、引き続きさらなるデジタル化を推進していく予定である。

会員研修については、WEBを活用し、参集する場合には人数を制限し広い会場に変更し三密対策を執りながら、検温や消毒を徹底して開催した。そして緊急事態宣言発令中は、中止か延期又はWEB開催となった。また、遠方の講師が移動できず、WEB出演もあった。

新人研修についても開催方法につき議論がなされた。特に、令和2年度の司法書士試験合格者は、試験日程が約3か月遅れ、令和3年2月26日に合格発表となった。さらに、恒例の法務局での合格証書伝達式は中止となり、合格者には大阪法務局から郵送で合格証書が交付された。例年なら、11月に合格発表があり、その後の合格証書授与式では、同期と顔を合わせ、当会、兵庫県青年司法書士会（以下、「青年会」という。）などからの説明がある。そこでは新人研修の案内等も行って来た。そして、例年、12月から翌3月までに、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という。）主催、近畿司法書士会連合会（以下、「近司連」という。）主催、各単位会主催の新人研修が始まり、長期間、新人研修を通じて、同期や研修を担当する司法書士と共に過ごす機会があった。ところが、令和2年度の各新人研修は、合格発表日との関係で、3月から5月にかけて開催されることになり、日司連の新人研修は、集合研修がすべて無くなり、すべてWEB形式となった。当会は、同期等と顔を合わせる機会のない令和2年度合格者に対し、その機会を設けるべく、例年より短時間ではあるが集合形式の新人研修を開催した。

社会事業部では、2019年度の親子法律教室は多数の申し込みを得ながら中止せざるを得なかったが、令和2年度は、3月に開催することができた。また、令和4年に司法書士制度150年を迎えることのプレ事業として、「遺言・相続セミナー」を開催した。

会員事業部では、コロナ禍の中、例年のような会員が集まる親睦事業は2年連続で開催できなかった。そのため、会員の親睦をはかることを目的として「将棋同好会」を結成し、参加会員を募集した。インターネット上の将棋サイトを利用して会員同士で対戦をしている。多くの会員に参加していただきたい。

相談事業部では、新たに「相続・遺言相談センター」を設置した。これは、全国の司法書士会挙げての事業である。相続登記の義務化や超高齢化社会に対応するため、全国の司法書士会に相続・遺言手続き等に関する相談窓口を設置して、「相続登記や遺言手続きは司法書士」という広報を全国的に行い、市民に司法書士を活用してもらうためのものである。

調停センター「ぼると」では、対面を前提としているため、利用相談やトレーニングが制限された。

災害対策部では、阪神淡路大震災から25年以上経ち、災害の相談活動を経験したことの無い会員が増えていることから、例年のシンポジウムに代えて「聞けば役立つ災害法制」という研修会を実施した。

成年後見制度利用促進については、成年後見センター・リーガルサポート（以下、「LS」という。）兵庫支部の利用促進対応委員が専門職としての協力・支援体制の構築を図っている。当会ではLS兵庫支部との連携を密にしながら、参加・協力する体制をとっている。

令和2年度も、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条に基づく相続人調査業務を、兵庫県公共嘱託登記司法書士協会が受託した。この作業を、司法書士が受託し成し遂げることは、今後の司法書士制度のためとも言える。そして、司法書士の得意分野である。多くの会員の協力を得られたことにこの場を借りて感謝すると共になお一層のご協力をお願いしたい。

冒頭にも記載したが、コロナ禍の中で如何に事業を進めるか、という1年であった。しかしながら、数年前から準備していたチームスを利用した「デジタル化」については、飛躍的に活用した1年となった。令和3年度は、ワクチンの接種等により、1日も早く通常の事業活動に戻れることを願っている。

1. 総務部

(1) 総務課

会館修繕

実情に合わせた修繕計画を策定、優先度も区分けして、原則優先度の高い順序で修繕を行った。屋上非常用電源装置更新工事について発注済みであり、令和3年度早々にも着工する予定である。事務局の安全面からも職員出入口のセンサーライトの設置のほか、防犯カメラ・モニターを刷新した。

会則等の見直し、策定等

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行および司法書士法の改正に伴う、会則以下関連諸規則・規程の改正を行った。また、新型コロナウイルスの支援策としての持続化給付金、家賃支援給付金の各支援要領を策定した。なお、関係法規集については、冊子発行を取りやめ、ペーパーレス化、データへの一本化を図ることとし、一覧性を高めるために情報フォルダの整理を行った。

デジタル化推進委員会と連携し、ハイブリッド型バーチャル定時総会の検討を行った。こちらは令和3年度も継続の案件である。

事務局

よりよい職場環境構築の一環として、また、法改正に伴う修正の必要もあり、就業規程をはじめとして育児休業・介護休業および育児・介護時における時短勤務等に関する規程等の改訂を行った。また新たにパート2名を採用したこともあり、パート就業規程を改正するなど、現状に即した規程整備を行った。

四県交流会

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、残念ながら四県交流会は中止となった。

(2) 業務課

会員への執務に関する問い合わせについて、平成30年度構築したスキームを令和2年度も踏襲し、機動的な対応を図った。但し、対応会員の負担軽減を図るため、事務局のビジネスフォン機能を対応会員のスマートフォンにも連携することにより、会館で待機対応する方法から、対応会員が事務所等にて自身のスマートフォンから申出人へ対応できる方策を取り入れ、初期対応日は原則として毎週火曜日、木曜日に限定した。

神戸地方法務局からの調査委嘱事案等につき、できる限りスムーズな対応を心掛け、法務局総務課と緊密な連絡を行いながら、関連する委員会とも連携を図った。

(3) 非司法書士対策委員会

神戸地方法務局長より司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査の委嘱があり、本会役員・委員協力のもと、下記のとおり、神戸地方法務局にて商業登記申請書類を対象とした司法書士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について調査（以下、「非司調査」という。）を行った。

なお、非司調査にあたり、より調査結果が実効性のあるものとなるよう、調査票を改良した。

(調査期間)

本局法人登記 令和2年11月9日から11月17日まで(7日間)

他士業事務所ホームページに会社設立登記等司法書士の業務があたかもできるような記載があるとの情報提供を受け、照会を行った。

2. 経理部

当会会計の予算執行状況につき、理事会開催毎に月次決算報告書を提出するとともに、各部・委員会へ財務状況に関する情報発信を行った。特定の事業に関しては、理事会で、事業担当者から決算報告をするようにした。

当会会館の保守・資産財務及び事務機器について総務部と連携し管理・更新等を行った。

更に、総務部と連携し旅費規程の一部見直しを行った。その他、経理事務業務の対応につき、引き続き顧問公認会計士、事務局と打ち合わせを行った。

令和2年4月に、新型コロナウイルスの感染者数が急増したことにより、政府が緊急事態宣言を発出したことによる会員の経済的な影響を考慮し、総務部及び事務局と連携し、令和2年6月から令和2年11月までの間、定額会費月額23,000円の内、3,000円減額した。

3. 企画研究部

(1) 常設委員会

不動産登記検討委員会

ア 登記困難事例の報告、検討及び考察を行った。

イ いわゆる決済ヘルプについて、実務の実情とその問題点につき協議を行い、主にヘルプを受ける側の個人情報の取り扱い、事件簿の作成の要否などにつき時間をかけて検討した。

商事法検討委員会

司法書士の商業登記(会社法を含む)及びその関連分野における会員のシンクタンクとなるよう、以下の事業を行った。

ア 公開研究会の実施

実務上の問題を検討したり、コロナ禍における企業等の動向に対応すべく、下記のとおり公開研究会を実施した。

令和2年11月20日

・増資について

・解散・清算について

令和3年2月25日

・書面決議やバーチャル会議への対応について

・商業・法人登記において利用できる電子証明書について

イ その他

a 改正会社法の内容を会報に掲載(全5回)した。

- b 非司調査に委員を派遣した。
- c 支部からの講師派遣依頼に対応した。
- d 休眠会社等について神戸地方法務局から発送する通知書に同封していただくチラシ案を企画し、広報部にチラシを作成いただいた。

裁判事務推進委員会

- ア 簡裁訴訟代理関係業務受託推進策の検討
- イ 裁判提出書類作成業務の本人訴訟支援のあり方の検討
- ウ 民事訴訟手続きのIT化について情報を収集した。

(2) 特命委員会

財産管理業務対策委員会

民事信託関連業務について

- ア 神戸地方法務局の不動産登記受付帳の開示請求結果をもとに、信託に関する登記の記載がある物件の登記情報を確認し、信託目録の実例についての情報収集を行った。
- イ 前記により収集した情報をもとに、信託条項作成にあたっての課題等の検討を行った。

民法改正対策委員会

- ア 令和2年11月14日、弁護士吉田圭孝先生を招いて「債権法改正と契約書のリーガルチェックの実務」と題する研修会を行った。
- イ 「民法（債権関係）の一部を改正する法律」及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」等について情報収集を行った。
- ウ 「民法（債権関係）の一部を改正する法律」及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」等について、会員に対する情報提供の方法等について検討した。

デジタル化推進委員会

- ア Microsoft Teams 導入のための検討を行なった。また、導入するにあたってのヘルプデスクの設置の検討を行なった。
- イ バーチャル総会を実施することの検討を行なった。

(3) その他

マイクロソフト社のチームスの利用を開始することで会務のIT化の推進の一助となったのではないだろうか。委員会等の連絡、意見交換又は情報交換にチームスを利用することですべての会話を1つの場所に集めて、委員会の運営をより効率的で有益に行うことができた。また、テレビ会議も容易に行うことができ、来館することなく会議に参加できる環境を簡単に得ることができたこと、ファイルの共有と共同編集が簡易に行えたことは委員会の運営に非常に有益であった。

4. 研修部

本会研修部と支部研修委員長で研修担当者会議を開催し、情報の共有、意見交換を行った。

(1) 会員研修委員会〔報告資料(7)66頁〕

令和2年度の会員研修は、土曜日に3～4時間開催する中央研修会と、平日の夜に2時間開催する実務研修会とに区分して、中央研修会を3回、実務研修会を16回、開催した。なお、新型コロナウイルスの影響で中止又はビデオ撮りのみしたものを含めると、中央研修は6回分、実務研修は17回分を企画した。

内容については、民法改正（債権法・相続法）に関するもの及び新型コロナウイルスの影響で増えると思われる債務整理に関するものをシリーズ化して開催した。なお、倫理研修については、2回分企画をしたが、そのうち1回は新型コロナウイルスの影響により集合形式での実施ができず、映像配信システムに載せるのみとなった。

他部門との連携については、企画研究部・社会事業部・LSと共催で研修会を開催し、うまく連携することができた。また、本会の他部会が行う勉強会等について、研修単位付与の要件を満たすものについては積極的に単位付与を行った。

映像配信システムに関しては、講師の承諾が得られるものについてはすべて更新を行い、参加の難しい遠方の方や研修当日の参加が都合により困難だった方を対象として、単位取得につなげていけるよう、充実をはかった。

支部研修においては、支部研修だけでも12単位の取得ができるように支部研修委員長にも尽力いただき、数多くの支部研修会を開催した。また、倫理研修の開催にも協力いただき、支部研修委員長の皆様に、御礼申し上げます。

本会で新たに登録した会員に受講していただく新入会員研修は、職務上請求書の使用方法の留意点及び報酬の考え方について、2ヶ月に1回程度で開催した。

前述の新入会員研修に加え、入会后5年未満の会員を対象とした日司連の新入会員研修プログラムを実施した。eラーニングと事前課題および集合研修（ディスカッション）の組み合わせで行う研修会を、第1回は株式会社の設立・増資、第2回は事業承継の基礎というテーマで行った。なお、第3回は立会業務・職務上請求をテーマとして行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。

年次制研修については、新型コロナウイルスの影響により、すべて中止となった。

研修の同時配信については、本会で行われた債務整理シリーズの研修会（全5回）を、但馬会場にて同時配信した。参加した会員からは、概ね好評であった。設営に協力いただいた支部研修委員長に、この場を借りて御礼申し上げます。また、遠方の講師に依頼することが難しい中、講師の事務所から映像配信をしてもらい本会で受信する方法で、民法改正シリーズの研修会（全6回）を開催した。

最後に、研修単位取得達成率向上を目的として、令和3年3月初旬に研修単位取得未達成の会員に対し、お知らせの文書を送付した。研修単位の取得漏れの会員への注意喚起になり、研修単位取得達成率が少しでも増えることに繋がれば、幸いである。

（2）新人研修委員会

神戸地方法務局での合格証書伝達式が中止となったため、例年同日に行われる新人研修に関するガイダンスを行うことはできなかった。集合研修は、例年より時間を短縮した形で、令和3年3月13日・20日・27日の3回実施した。配属研修は、令和3年4月から指導員を引き受けて頂いた会員の事務所において実施し、第1回集合研修内で配属研修ガイダンスを行い、また、募集期間を調整して、新人が受講するかの決定を行う際に、新

人研修委員会の委員などに相談できるように工夫した。

第1回集合研修は、組織の説明、受講生の自己紹介、倫理・綱紀案件・不動産取引の講義を行った。これらを踏まえて、第2回集合研修で倫理・綱紀案件についてのグループディスカッションを、第3回集合研修では、不動産取引模擬立会・模擬相談（相続）を実施した。新型コロナウイルス対策として、受講生をグループ分けし、時間を短縮して実施したが、WEB形式ではなく集合形式で実施したことにより、緊張感をもって受講していただけ様子であった。

配属研修に関しては、申込の4名全員を受け入れることができ、全員が修了見込みである。配属研修指導員候補者の確保、期間、時期等、今後とも一層受講しやすい態勢を整える必要があるものと考え、配属研修指導員をお引き受け頂いた会員各位におかれては、当委員会活動に多大なるお力をお貸し頂き深く感謝し、この場を借りて御礼申し上げます。

(3) 補助者研修

補助者研修は、令和2年11月20日に開催した。司法書士事務所の仕事と補助者の業務内容、留意すべき業務として秘密保持、個人情報、本人確認、記録の保存、事件簿の管理、職務上請求用紙の使用と管理、預り金の管理などを取り上げ、最後に司法書士の義務と司法書士倫理について、懲戒事例を交えながら解説を行った。

参加者からのアンケートによると、日常業務への取り組み方を見直す機会を提供することができたものと思われ、今後も補助者研修会があれば参加したいという意見もあり、本研修会の必要性を実感できる結果となった。

5. 社会事業部

(1) 法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。〔報告資料(11)77頁〕

講師派遣事業の実施（消費者教育講座、職業人講話、司法書士派遣講座）

講師団の充実、関連団体等との情報交換、ネットワーク構築の推進等

学校、市民向け講座事業を実施している旨の外部および内部への周知

広報手段としては、当会ホームページと県下の高等学校・短期大学あてに司法書士講師派遣の案内発送を行った。

高等学校の生徒、短期大学の学生を対象とした学校講座（消費者教育講座、職業人講話）4件、また地域住民を対象とした市民講座（司法書士派遣講座）1件を実施した。会員各位（報告資料参照）のご協力に感謝申し上げます。

また、青年会が主催する、兵庫県下の児童養護施設への講師派遣事業3件に助成（持ち込み方式）を行った。

その他、日司連、近司連、青年会の法教育委員会との連携、法教育ネットワークに継続加入するほか、消費者教育に関し各関連団体が行うシンポジウム、学会・研修会等に積極的に委員を派遣し意見交換することにより各種団体とのネットワークをより強固なものとするための活動を行った。

(2) 人権擁護の観点から様々な社会問題に積極的に取り組む。〔報告資料(13)79頁〕

生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

「兵庫県司法書士会高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」に基づき助成金支給を3件実施した。

また、研修部と連携して、令和2年11月19日に「生活保護」をテーマとする研修会を実施し、前記助成規程の案内及び説明を行った。

更に、相談事業部と連携して、経済的困窮者支援団体が行う生活困窮者のための野外における越冬活動の会場(神戸東遊園地内及び尼崎橋公園内仮設会場)において「野外における年末年始くらしの相談会」を実施した。令和2年12月31日から令和3年1月4日のうち5日間であり、8件の相談に対応した。会員各位(報告資料参照)のご協力に感謝申し上げます。

自死問題に関するネットワーク構築の推進

自死問題については、毎年開催している神戸市、神戸市医師会、兵庫県弁護士会との共催事業の「神戸自殺総合対策フォーラム」を残念ながら新型コロナウイルス感染症の対応のため中止した。今後も継続して兵庫県における自死対策関連団体との連携を継続して図っていくことに注力したい。

権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等

兵庫県や神戸市において開かれる協議会等において、司法書士の役割周知に務めるとともに、従来の多重債務問題への支援対応にとどまらず、高齢者福祉を中心とした権利擁護の分野でも行政等と連携して自死対策に対応していく必要性を確認することができた。

(3) 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信し、関係諸機関、関連団体等との交流を推進する。

司法書士の取り組みを積極的に外部に発信する事業〔報告資料(14)80頁〕

ア 一日司法書士事業の実施

平成28年度から開始した高校生向を対象とした事業であるが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の対応のため中止した。代替事業として、高校生向けに一日の司法書士の業務を撮影し、来年度以降のオンライン上での開催や講師派遣事業の資料としての画像データ制作を(本会ホームページで公開中)を行なった。

イ 親子法律教室事業の実施

こちらも平成28年度から新たに開始した小学生高学年を対象とした事業である。

令和3年3月14日本会地下ホールにて開催した。新型コロナウイルスのため公募はせず延期した令和元年度募集頂いた方を対象に実施した。教材は、従前使用した日司連の法教育教材「解釈のちから」で行った。参加者からは、学校行事が多数中止になる中この法律教室に参加できて良かったと、主催者としては嬉しい感想が聞けた。

関係諸機関、関連団体等との交流を推進する事業〔報告資料(12)78頁〕

ア 兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

a 兵庫県立森林大学校

平成29年4月開講の新設大学校で、教養講座の法学についての講師派遣依頼があって以降、継続している。西播支部の高原常任理事に講師団のとりまとめになってい

ただき、大学側との調整を進めた。令和3年1月6日の鈴木会長の開幕講座を皮切りに、10講座を8名の司法書士で担当し、令和3年2月9日に講座を終了した。内容は、法学全般ということであるが、当会は民法を中心に、憲法、消費者関係、紛争解決等々の講義を行った。

b 甲南大学

平成19年度より、甲南大学との学术交流事業の一環として司法書士による講義が始まり、令和2年度も当会の会員4名が非常勤講師として、令和2年9月下旬から令和3年1月上旬までの後期日程の内、毎週水曜日4限(90分間)、リレー形式で講義を行った。(令和3年度も継続して実施予定。)新型コロナウイルス対策をとりながら、対面での講義を実施していたが、最終講義はWEB活用講義へ移行になる等、感染拡大防止への対応が求められる半期となった。

「2年次演習(選択演習)」という名称になっており、法学部2年生以上を講義対象として、憲民刑などの必修科目の周辺科目という位置付けで、学生が興味に応じて学ぶ自由選択科目となっている。全講義終了後、後期試験を実施予定であったが、緊急事態宣言発出により、急遽各講師からの課題に対するレポート提出により成績評価を行うこととなった。

一つの講義で複数名の専門家から実務面での話も聴けるため、普段の授業とは一味違うと好評を得ている。なお、令和2年度の履修者数は16名であった。

c 神戸学院大学

平成13年10月神戸学院大学法学部と「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学术交流協定」を締結し、当会の会員7名が客員教授として、講義実施している。残念ながら今期は、実施は無しであった。

イ 学識経験者等を招聘しての意見交換会開催

令和2年度は実施せず。

司法書士制度150周年記念プレ事業 「相続・遺言セミナー」の実施

令和3年3月6日楠公会館にて、来年8月3日の司法書士制度150周年を迎えるにあたり日司連・近司連の共催事業として行なった。内容は、第1部は女優の高橋恵子様、法務省民事局長小出様、日司連・近司連会長との相続・遺言座談会、第2部は、大阪法務局担当者による相続登記・遺産分割・遺言について、第3部は兵庫県司法書士会企画研究部による「相続登記について」の講演を行った。内容が充実していたが、緊急事態宣言後もあり昨年開催のセミナーよりは来場数は少なかった。同時に開催した、相談事業部による初のWEB相談会では1件の相談があった。

6. 会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報

「会報ひょうご」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、当会に関する情報のほか、企画研究、社会事業等の活動報告を掲載するとともに専門的分野の原稿についても掲載し、情報提供に努めた。また、「司法書士古今東西」では、歴代会長の活躍等とともに昭和40年に開催された「司法書士制度の座談会」の記事を掲載した。

(2) 親睦事業

2019年度、中止の憂き目をみたバス旅行に代わる親睦事業の企画を試みたが、令和2年度は2019年度にも増して新型コロナウイルスは拡大し、二度にわたる緊急事態宣言発出などの影響を受け、断念せざるを得ない結果となった。しかしながら、会員間の交流の場としての「将棋同好会」の立ち上げを支援することができた。

7. 相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

常設相談会の運営事業として合計25箇所の会場において無料相談会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大による4月の緊急事態宣言発令を受けて全ての相談会を中止した。緊急事態宣言が解除されてから一部会場は相談会を再開したが、会館を含め一部会場では相談会を中止したまま再開できなかった。面談相談の代わりに週2回の電話相談を実施した。

女性司法書士による女性相談者のための電話相談窓口「なのはな相談センターひょうご」で相談を実施した。

市役所等への相談員派遣事業として、合計6箇所の常設相談会及び臨時相談会(一日合同行政相談所)に相談員を派遣した。

社会事業部との連携事業として年末年始に「野外における年末年始くらしの相談会」を開催した。

日司連が行った「司法書士による手続支援のための養育費相談会」「新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話等相談会」「令和2年7月豪雨災害のための司法書士による災害時無料相談」に相談員として対応した。

相続登記相談センターを設置した。

司法書士制度150周年プレ事業遺言・相続セミナーにおいて、オンライン相談を開催した。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、多重債務者相談強化キャンペーンの広報に協力した。

8. 広報部

次のとおりの具体的活動を行った。

(1) 広報(P R)

広報(メディアリレーションズ)

当会の活動及び司法書士制度の有用性を社会に知らしめるため、ニュースリリースを作成し、マスメディア各社に発信した。マスメディア関係者との懇談会は、新型コロナウイルスの影響により開催しなかった。地域における広報のための情報収集を行った。

ホームページ

雑感（コラム）に記事を寄せ、トピックスで相談会等のお知らせ記事を掲載した。

また、コンテンツの情報更新を随時行った。フェイスブックページにおいて、開催事業の記事を随時投稿した。

（２）広告

テレビCM

近司連が単位会との連携によるテレビスポットCMを放映しなかったため、行わなかった。

新聞広告

神戸新聞朝刊テレビ面に、毎日、特殊雑報広告を掲載した。

また、神戸新聞の特殊雑報広告掲載により利用できる同紙のパブリシティー枠（毎月同一原稿２回掲載）を利用し、記事を掲載した。

県民だよりひょうご

県民だよりひょうご２月号に「相続登記はお済みですか月間」に合わせた広告を実施した。

（３）その他

相続登記の促進に関する広報活動

相続登記促進のためのリーフレット、未来につなぐ相続登記のチラシを適宜配布した。

広報グッズ等

休眠会社及び休眠一般法人に対する官報公告並びに通知に合わせて、神戸地方法務局と連携して「役員変更登記はお済みですか」チラシを配布した。

総合相談センターの案内チラシを適宜増刷し、配布した。その他当会で作成したチラシ、リーフレット、グッズ等は、当会事業で配布した。

各部門がかかわる広報活動等

社会事業部や相談事業部との共催事業において、広報活動の協力を行った。

広報に関する公開研究会

広報に関する知識、情報を会員の業務に活かしていただくべく、広報に関する公開研究会を開催した。

広報セミナーへの派遣

株式会社宣伝会議が実施するオンラインセミナーを部員３名に受講してもらい、広報セオリーの修得に努めた。

９．調停センター「ぼると」

令和２年度は当センターもコロナウイルス禍の中、活動の制限を余儀なくされた。二度の緊急事態宣言の間、新たな利用相談の受付を停止し、「密」を避けるためにトレーニング形式の研修の実施を見送った。

また、調停開催の場所を、当事者の要望があれば県内の公共機関等の貸会議室にも広げる

ことを計画していたが、一度目の緊急事態宣言下でこれらの場所が閉鎖されたこともあり、令和2年度は会館以外での調停を行うことができなかった。

実施できた調停は2019年度に受け付けた1件及び令和3年の緊急事態宣言前に利用相談を受けた1件の計2件である。利用相談のみの案件は2件だった。

(1) 研修事業

研修については、「密」を避けるためもあり、手続実施者候補者名簿登載者のみを対象とする研修を実施した。

令和2年8月24日 事例検討会

令和3年1月18日 「ぼると」での研修をより充実させるために

講師：関西学院大学 池埜 聡 教授

(2) 広報事業

広報活動においても総合相談センターの電話番号をぼるとの利用相談の申し込み先として案内しているチラシを、総合相談センターが当番会員の対応から案内録音になってしまったために、積極的に配布することができず、各地の相談会担当の相談員に「ぼると」の利用促進をお願いする程度にとどまった。

(3) 運営事業・総務

新型コロナウイルスの影響により、世間で進行の早まったオンライン化に対応するため、ホームページの改訂を行い、利用相談の申し込みをメールでも行えるようにした。

10. 災害対策部

令和2年度は、大規模災害ともいえる新型コロナウイルスの影響を受けたことから、市民向けの講演会を取りやめ、災害への備えとして、相談に必要な法制度等を学ぶ機会を持つための研修会として、「聞けば役立つ災害法制」の講演と、「今、そしてこれからの司法書士に求められること」をテーマにパネルディスカッションを行った。(詳細は、「聞けば役立つ災害法制」研修会実施概要報告・会報令和3年2月号を参照)

なお、例年行っている東日本大震災現地巡回相談については、日司連・近司連より要請がなかったため、派遣を見送った。

11. 緊急災害対策委員会

近司連として参画している「近畿災害対策まちづくり支援機構」の定例会議および研究会等へ継続的に参加した。

12. 空き家・所有者不明土地問題等対策委員会

空き家・所有者不明土地対策に取り組む自治体への支援として、神戸市を始め、加古川市、播磨町、赤穂市などの自治体各部課からの依頼に対して相続人調査の調査員や個別事

案への相談員の派遣等の対応をした。

空き家所有者不明土地の未然予防となる自治体から市民への案内に「未来につなぐ相続登記」のパンフレットの活用をはかった。

ひょうご空き家対策フォーラムを通じたの活動については、新型コロナウイルスの影響を受け限定的にならざるを得なかった。

家庭裁判所に対する財産管理人候補者名簿の提出については、名簿登載規程は作成したが、新型コロナウイルスの影響により、研修の開催自体が微妙な状況となったため、家裁への名簿提出を令和3年度以降に延期した。

空き家・所有者不明土地問題に関わる会員への支援、情報提供、情報交換については、ほぼできなかった。